

第8回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成24年2月10日(金) 午後1時30分から午後3時まで

○開催場所：県庁共用第5会議室(本館棟4階)

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、「第8回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。まず、配付資料について御確認をお願いしたいと思います。お手元に、「審議会次第」、「配席図」、「委員名簿」をお配りしております。また、事前に「改定案について」という1枚もの、「人権推進指針(改定案)」、「改定人権推進指針(骨子案)」をお送りしております。事前配付させていただいた資料をお忘れの場合も、用意しておりますので、お知らせください。御確認いただけましたでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、環境生活部長の門田が御挨拶を申し上げます。

環境生活 山口県人権施策推進審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。
部長 委員の皆様には、大変お忙しい中、第8回の審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。さて、前回の審議会におきましては、知事から山口県人権推進指針の改定についての諮問を受けて、事務局から御提案いたしました「改定の基本的考え方」と「改定骨子案」について、御審議の上、御了承をいただきました。また、「改定素案」についても御審議をいただき、様々な視点からの御意見をいただいたところであります。委員の皆様からいただいた貴重な御意見も踏まえ、「改定素案」の一部を修正いたしまして、既に「改定案」として、委員の皆様にお送りしているところでございます。本日は、この「改定案」につきまして、最終的な取りまとめに向け、御審議をお願いしたいと存じております。短い期間の中で精力的に御審議を賜りますことに対しまして、改めて感謝申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局 ここで、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

17名の委員中、11名の委員が御出席で、委員の過半数を超えておりますので、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告いたします。それでは議事に入らせていただきますが、審議会規則によりまして、議事は会長が進行することになっておりますので、以後の議事進行につきまして、三島会長さん、よろしくお願いいたします。

議長 よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の会議の終了は、15時30分を予定させていただいております。本日は、先ほど門田部長からお話がありましたとおり、前回の審議会に引き続いて、山口県人権推進指針の改定について審議をお願い申し上げます。人権推進指針の年度内の改定が予定されておりますことから、「改定案」につきましては、本日の会議において、最終案として取りまとめをさせていただきたいと考えております。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、「改定案」の審議に入りたいと思いますので、事務局から、説明をお願い申し上げます。

人権対策
室次長

「改定案」の説明に入ります前に、先ず、パブリック・コメントの実施状況について、御報告いたします。前回の審議会で御了承をいただきました「骨子案」に若干の修正を加えたものにより、昨年12月22日から今年1月23日までの間、意見の募集を行いました。この骨子案に対する意見の提出はございませんでした。

又、前回の審議会において、「素案」につきましては、委員の皆様方から幅広い御意見を頂戴しておりますが、意見をいただきました委員の方々には、個別に、事務局の考え方などを説明させていただいております。この辺りも含めながら、「改定案」について、御説明申し上げます。この資料につきましては、あらかじめ、委員の皆様方へ送付をさせていただいておりますが、前回の審議会において、お示しいたしました「素案」の一部に修正を加えております。

それでは、前回の説明と重複するところもございしますが、あらためて、「改定案」として、主な見直し箇所や特徴点などを順次、説明をさせていただきます。

まず、「改定案」の目次からでございますが、指針の構成としては、第1から第5までの大きな項目立てとしております。

次に、1ページの「第1 指針の趣旨と性格」でございます。1 指針の趣旨につきましては、冒頭において、日本国憲法の3つの基本原理を明記しております。次に、2 指針の性格 につきましては、中程の(2)になりますが、市町に期待することとして、「各市町の実情に応じた施策推進の方向性を明示」することを明記しております。

続きまして、2ページでございます。「第2 人権をめぐる状況と課題」ですが、1 国連の取組 につきましては、(後段になりますが)「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」などの人権に関する諸条約を整理しております。次に、2 国内の動向 につきましては、まず、1行目のアンダーラインの箇所でございます。素案では、「基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の具現化のため、」としておりましたが、前回の審議会における意見を踏まえ、お示しのとおり分かり易い記述といたしました。又、最後の段落になりますが、現行指針の策定以降に制定や改正が行なわれた「犯罪被害者等基本法」や「高齢者虐待防止法」などの個別の人権関連法の制定や改

正を整理しております。

次に、3 ページになりますが、3 本県の取組 でございます。中段以降になりますが、指針策定後(平成14年度以降)の取組を整理しております。「本審議会」を平成18年に設置したこと、平成19年に指針の「分野別施策の推進」を改定したこと、平成20年に「人権に関する県民意識調査」を実施したことなどでございます。

次に、4 人権課題等の状況 でございます。(1) 概況 につきましては、(3 ページの下段の方になりますが)、基本的人権の享有が阻害されている状況について、より幅広い視点から説明するため、「今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、次のような分野の問題などにおいて、人権課題が見受けられます。」と整理しております。また、4 ページになりますが、様々な人権課題を例示している中で、2カ所にアンダーラインをしております。前回審議会でお示しした(改定)素案では、感染症患者、性同一性障害者としておりましたが、疾患への理解を深めるという点を重視して、感染症の問題、性同一性障害の問題としたものでございます。続きまして、(2) 家庭、地域、職場、学校等における課題 でございます。学校における課題をより具体的に整理するため、エ 学校における課題につきましては、「いじめや体罰の問題や基本的人権の意義、人権尊重の理念についての理解が十分でないことや人権教育の推進体制の充実、家庭・地域社会等との連携強化などの課題があります。」としております。

次に5 ページになりますが、「第3 指針の基本理念、キーワード」でございます。まず、1 基本理念 につきましては、冒頭において、憲法が定めている自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わって様々な人権課題が存在していることを明記しております。次に、2 キーワード でございます。じゅう、びょうどう、いのち の3つをキーワードとしております。それぞれのキーワードについて、分り易く説明をするとともに、それぞれのキーワードについて、県民一人ひとりの実践を期待していることを明示しております。なお、現行の指針にあります、きょうせい(共生)というキーワードを巡りましては、前回の審議会において、(複数の)御意見をいただいたところでございます。きょうせい(共生)、言い換えますと「共に生きる」ということではありますが、「地域づくり」においては、普遍的な視点であると考えております。これまでの教育・啓発におきましても、この「共に生きる」を重要なテーマとして取り組んでまいりましたし、今後におきましても全く同様でございます。このため、キーワードの冒頭の説明において、「人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。」とし、3つのキーワードの全てに関わってくる視点として整理したものであります。こうしたことから、今回、キーワードについては「じゅう」「びょうどう」、「いのち」の3つに整理をいたしました。

続きまして、6 ページになりますが、「第4 施策の推進」でございます。1

人権を尊重した行政の推進 につきましては、現行の指針とほぼ同様の内容としております。次に、2 人権教育及び人権啓発の推進 でございます。(1) 人権教育の推進 ですが、前回の審議会で、参考資料として配付いたしました「人権教育推進資料(新訂版)」に沿った内容としております。7ページになりますが、ア 学校における取組 につきましては、学校における人権教育推進の取組を具体的に記述しております。特に、①にあります、学校と関係機関との連携の推進や、③にあります児童生徒が互いの意見を尊重し、協力して、前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりの推進 などが特徴となっております。次に、イ 地域社会における取組 につきましては、地域社会における人権教育推進の取組を具体的に記述しております。①と②にありますように、自主的な取組に重点を置いたことが特徴となっております。次に、(2) 人権啓発の推進 でございますが、現行の指針とほぼ同様の内容としております。次に、8ページになりますが、3 相談・支援体制の充実 でございます。(1) 相談体制の充実 につきましては、各自治体の人権に関する相談対応の適切化を図るために、(カタカナ) アの後段に、「県及び市町の人権に関する相談対応においては、相談内容を的確に把握し、他の窓口の紹介を含め、適切に対応するよう努めます。」と明記しております。次に、(2) 相談者等への支援の推進 につきましては、支援体制を充実させるために、相談機関と関係機関が連携を強化することを明記しております。なお、相談・支援体制に関わっては、貴重な御意見をいただいておりますが、私どもの今後の研究課題としたいと考えているところでございます。次に、4 分野別施策の推進 につきましては、指針の全体を見渡し易くするため、「推進体制」の後に、一括して掲載することとしております。

続きまして、9ページになりますが、「第5 指推進体制」でございます。まず、1 それぞれの取組 につきましては、(1)から(3)までは、現行の指針と同様でございます。(4) 企業の取組 につきましては、前回の審議会における御意見を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの根絶に並べまして、パワー・ハラスメントの根絶を明記しております。また、県内において、企業としての取組がなかなか難しい状況があることを踏まえまして、企業内における研修実施に当たっての留意点を明示することとし、「企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。」としております。次に、(5) 市町の取組 につきましては、後段において、「本審議会」のような役割を持つ、何らかの人権施策推進組織を設置することを期待する旨を明記しております。次に、(6) 県の取組 につきましては、広域的な啓発活動を効果的に推進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」を主要な啓発推進組織として位置付け、県として、積極的な取組を進めていくことを明記しております。

続きまして、10ページになりますが、2 推進体制 でございます。(2) 自主的な取組への支援 といたしまして、県民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するため、県と市町が連携し、① 公民館等の公共施設に研修機能

を充実させる。② 学習活動に活用できる教材や指導・助言体制を整備する。③ 自主的な取組支援に関する情報提供を行う。などの条件整備を進めていくことを明記しております。また、(3) といたしまして、民間団体・企業・行政の連携・協力により、指針に基づく取組を進めることを明記しております。

続きまして、11ページになりますが、分野別施策の推進でございます。まず、分野別の並びでございますが、相互に関連する分野の問題として、「インターネットにおける問題」と「プライバシーの保護」をまとめた並びとし、「罪や非行を犯した人の問題」と「犯罪被害者と家族の問題」をまとめた並びとしております。また、医療に関連する分野の問題として、「インフォームド・コンセントの推進」、「感染症の問題」、「ハンセン病問題」、「性同一性障害の問題」をまとめた並びにしております。

次に、各分野における施策推進の内容でございますが、平成19年に各分野全般にわたり、見直しを行っておりますので、基本的には時点修正としております。新たに取り上げた問題を含めて、主な見直し概要につきましては、前回の審議会において説明したとおりでございますので、今回は説明を省略をさせていただきたいと思っておりますが、一点だけ、修正箇所について説明をさせていただきます。25ページになりますが、「犯罪被害者と家族の問題」で、修正を加えた箇所は26ページのアンダーラインのところでございます。犯罪被害者やその家族に対する過剰な取材や報道について、報道機関等の自主的な取組を期待することを強調するため、項目名を「啓発活動の推進と取材・報道の理解ある対応」とし、整理をしております。

なお、前回の審議会において、各分野の施策推進に関わっては、貴重な御意見をいただいておりますので、事務局の方で、意見の趣旨などを十分に整理した上で、関係各課へ伝えてまいりたいと考えております。

改定案についての説明は以上でございます。よろしく、御審議の程お願いいたします。

議長 ただいま、事務局から検討状況についての説明をいただきました。

それでは、皆様方からご意見等、また審議を進めて参りたいと思っております。進め方でございますけれども、改定案について、前回と同じように、最初から順番に進めさせていただきたいと思っておりますので、まず、三つのパートに分けさせていただきます。

まず第一に、目次のほう御覧いただければと思っておりますが、目次で言いますと第1、第2、第3、ページで言いますと1ページから5ページまでのパート、ここをまず一番最初にご意見をいただいて、それから第4、5、「施策の推進」と「推進体制」、そして最後に「分野別施策の推進」と、この3つのパートに分けるかたちで、順次、皆様方からご意見、ご審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、1ページから5ページにわたります第1、第2、第3という指針の改定にかかるご意見あるいは皆様方のご質問等いただければ思いま

す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

河野委員　それでは、よろしゅうございますか。
4 ページの上から 7 行目、「自己決定権」の意味が、私には分かりませんがどうということなんでしょうか。

議　長　これは、事務局のほうから、よろしゅうございますか。

人権対策
室次長　代表的なものは、例えば、医療などにおいて、治療方針等の説明を受ける中で、自分として、どういう方向で治療等お願ひしたいという、そういったことを自分で決めるというようなことが代表的な例でございますけれども、その他の分野についても自己決定権ということがいわれておりますけれども、まだきちんと確立したものとなっていないということで、分野別施策の問題のところでは、これは取り上げておりません。

一応、自己決定権についての考え方というものが、定着しつつあるという側面もございますので、ここでは、「性同一性障害の問題」までを分野別施策で取り上げまして、「ストーカーの問題」、「自己決定権」等というのは、例示として記載させていただいておるといところでございます。

河野委員　ちょっと意味が分かりませんが、結局どういうことを言うんですか。この問題だということなんでしょうか。自己決定権という医学用語ですか。それとも何用語ですか。私は分かりません。人権用語なんでしょうか。

人権対策
室長　これは、法律の用語になろうかと思ひます。

河野委員　法律のどういうところに載っている・・・

人権対策
室長　これは、自己決定権という規定したものはございませんけれども、個人について、その人が自ら決定をするという権利でございます。

河野委員　それが問題なんでしょうか。

人権対策
室長　例えば、認知症の方とか、あるいは知的障害のある方とか、自ら決定ができない、そのための財産管理やそういう方の権利を保護するという成年後見人制度というようなものもございます。そういった自己決定権に関わるという問題があるということで、ここに上げさせていただいているところです。

河野委員　自己決定権の欠如が問題だということですか。
そういうふうに書かれると、なんとなく分かったような、分からないような。

自己決定権そのものが問題ではないのでしょうか。自己決定権が欠如していることが問題というか課題だと・・・。

人権対策
室次長 委員ご指摘のとおり、私ども検討不足の面がございました。少なくとも、自己決定権の問題というふうにするべきだろうと思います。ここは、私ども見落としておりました。ここは、事務局としては自己決定権の問題と・・・。

河野委員 そうではなくて、自己決定権の欠如が問題なのでしょう。

議 長 よろしゅうございますか。ここは、問題点が、領域と、各領域におけるそれぞれの事柄が、縦糸と横糸、二次元のところでは混乱しておりますので。

河野委員 そうですか。

議 長 例えば子どもの問題にしても、子どもに自己決定権があるというところで問題が出たりもしますし、あるいは高齢者の問題で自己決定権のところ、あるいは医療の問題で自らが選ぶ権利というような自己決定権を巡る問題というのは、一つ、確かにございますが、それがそれぞれの領域でおそらくあるように思われます。ですから、そういう意味で、ちょっとここは未整理と事務局が言っておりますとおり、少し未整理なところがございますので、ここは整理させていただくということで預からせていただいでよろしゅうございませうか。

河野委員 自己決定権を巡る問題と、今、議長がおっしゃった。それならなんとなく分かります。

議 長 申し訳ございません。少しそこが未整理のようでありますので・・・。
これは後で、全部をまとめますけど、また整理したかたちで、また検討させていただくというかたちで、お諮りいたしますので、ほかにございませんでしょうか。

岸委員 質問なんですけれども、カタカナ言葉がたくさん出てきます。例えば3ページだったら、上から2行目のノーマライゼーションとか、そういう言葉がでてきて、専門の方でしたら、関係なく分かる言葉なんですけれども、この文章というのは、いろんな県民が読む文章ですので、キーワードだって、子どもでも読めるようにひらがなで、自由とか平等とか生命って書かれているんだと思うんですけれども、できれば、たぶん、最終的に冊子になったときには、その文言の意味というのは、後ろの方に付くのかも知れませんが、できるだけ、ご高齢の方が読まれても、この言葉は分からないけど後ろを見たら丁寧に説明が書いてあるとか、そういうような配慮もお願いしたいと思います。

人権対策室次長 大変申し訳なかったんですが、実は、現行指針の冊子では、そういったカタカナ言葉について、余白の部分、下の方ですが、一応きちんと説明させていただいています。

ただ、ご指摘のように非常に小さい字で書いてありますので、該当ページの下に、わかりやすいように少し大きな字で、カタカナ言葉を説明させていただくという方向で検討させていただきたいと思います。

議長 ご指摘ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

金委員 確認なんですが、5ページのキーワードのところですが、前回、共生という言葉は、現場において活用する上では非常に使いにくいという、そういった指摘もあって、審議の中では、非常にでも強調すべきところではないかという、そういった話があって、最終案が今回出されたこのページなのかなと思うんですが、前回と比べまして、前回のところでは、共生というのがキーワードとしては出てないんですが、最初のキーワードの下の説明の中に、共に生きるというところを太字にして、きちんと重要性というのを強調されているように思われますが、今回は、元に戻るというか、太字に強調されてないんですが、これは何か意図がございませうでしょうか。

人権対策室次長 前は、説明しやすいようにということで太字にしておりましたけれども、この辺りの共に生きるというのは非常に大切な部分でございますので、ここを強調する仕方などは、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議長 はい。ありがとうございました。ほか、いかがでございませうでしょうか。

特に、2ページのアンダーラインがありますところ、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、という表現に変えられたというところ、河野委員からのご指摘だったと聞いておりますけど、一応このような表現で、変えたということによろしいでしょうか。

河野委員 よく分かりました。ありがとうございました。

議長 他になければ、先に進ませていただいて、第2のパートといたしまししょうか、6ページ目の「第4 施策の推進」から10ページまでにわたります「第5 推進体制」、この2つの事柄について、皆様からご意見、ご質問等いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます

ここは事務局のほうから、ご意見いただいて何か、特に強調することはございませうか。特にございませうか。

人権対策
室次長 ここについては、・・・。

議 長 特にございませんね。それでは、まだあれば、総括でもう一回戻っていきたいと思いますが、11ページ目からの、今度は「分野別施策の推進」というところがございます。

ここにつきましては、皆様方からの種々、ご意見いただいたように聞いておりますけども、どうぞ、御覧いただきながら、一つずつの項目について、皆様方からご意見等があれば、いただいていきたいと思っております。順不同で、この項目について、ご意見があればお願い申し上げます。

ちょっと事務局に確認いたしますが、30ページと31ページ、感染症の問題と性同一性障害の問題というかたちで、ここアンダーラインが入っておりますけど、ここがアンダーライン入っている意味は？どう変わったかというか、順番の問題ですか？ちょっと確認だけ。

人権対策
室次長 まず一つは、順番もありますが、当初、感染症患者の問題、性同一性障害者の問題というふうにしておりましたのを、どちらかという、これらについては、疾患そのものといいますか、そこに重点をおいて、それぞれの疾患について理解を深めていただくという主旨で、感染症患者の患者を落としたということでございます。また、性同一性障害者の者を落としたということです。

医療分野の問題について、一まとめにしたということで、インフォームド・コンセントの推進、感染症の問題、ハンセン病問題、性同一性障害の問題というふうに整理をさせていただいたということでございます。

議 長 ありがとうございます。どうぞ皆様方から、それぞれの項目、分野についてご意見等ございましたら、お願い申し上げます。はい、どうぞ。

河野委員 23ページの外国人問題というのがありますね。ここで触れることが適当かどうか分かりませんが、山口県の岩国基地というのは、沖縄以外では5カ所かな。青森の三沢から始まって、米軍基地が。だから、万が一の時になったとき、日米地位協定というもので、不合理な結果が出ないように人権を配慮するというので、外国人問題として、ここで取り上げていいかどうか分かりませんでした。山口県はそういう特別な環境におかれていると。岩国は。その辺りで、万が一がないようにするが、あったときに人権保護のためどう目を光らすかということが、要求されると思っております。

ここで書いてあるのは、仲良くしましようという、これ自体は別にいいんですが、山口県という条件をおいたときは、その辺りは、やはり頭の隅においておかねばならない課題だろうというふうに思います。

それから、あと28ページのプライバシーの保護というのがありますが、実は、福岡県では、いざとなって、災害が起こったときには、連絡を取れるよう

に、本人の同意なしで名簿提出ということになっております。

個人情報保護制度ってありますね。こういうふうに山口県はパンフレットを配っていますが、これはもう、万が一があったときには困るから、福岡県と福岡市は同意なしでも名簿を自治会に提出している。

私は、それがいいか悪いかわからないが、万が一があったというときには、あの、1月12日に、山口県は、県市と協定で災害支援をやろうと、そのものはいいんだけど、今の東日本でも、これは大問題になっているんですね。自治体同士、それから自治体と支援者、それから支援者同士、これが非常に壁になって、課題というかな、せつかく送った物がパーになっちゃったとかいう。

山口県でも、さきほど言いましたように、福岡市は同意なしでも名簿をつくって自治会に渡すと。なにかあったときにはあげると。そういうことですから、課題として、万が一があったときには、プライバシーということにあんまりこだわると、さきほどの命に関わるようなことがあってはいけないので、その辺は柔軟に考えるべきじゃないか。ただし、さきほど言いましたとおり、利点、欠点が、問題があると思いますので、福岡市がどういうものか一つ勉強されて、そういう制度を、万が一のときにどうするかということ、なんと言いますか、私は、プライバシーの問題で、これは相当もめるんじゃないかと思いますが、命に関することならばということになると、福岡市はこれを取り上げたということ、まあその辺が・・・。

議 長 ありがとうございます。

河野委員 ここで、テーマとして書いてくださいということを使うのではございませんが、命に関わることだったらどうだろうかなということで、あえて、提案といえますか、ご審議に基づいて、取り上げていただければと思います。

議 長 何か、事務局のほうから回答がございましたら。

人権対策 委員のご主旨は、当然、プライバシーというのは、個人情報として保護されなければいけないけれども、大規模災害が起こったときとか、命に関わるような状況のときには、こういった部分はというご主旨だろうと思います。

ただ、これは難しい問題を含んでおりますので、委員の発言の主旨については、県庁には災害対策を担当している部署もございますので、伝えてまいりたいと思います。

もう一つ、前段にありましたことにつきましては、外交とか、防衛とか、国の専管事項に関わる領域の中に入ってまいりますけれども、この指針で取り上げるのは、私としては、適当ではないと思っておりますけれども、一つの問題点ということで、私どもも、研究といいますか、そこまで入れないんですけれども、頭において物事を考えていきたいというふうに思っております。

河野委員　　そうは言われても、例えば、アメリカ兵がお酒飲んで家に入ってきたと、岩国でありましたね。そのときに、どこに相談にすればいいんですか。

松岡委員　　それは警察ですね。

河野委員　　警察ですか。

松岡委員　　そうですね。アメリカ兵だけが外国人じゃない。山口県でいうと。

河野委員　　その辺りがどうかなと思って……。人権問題ですよ。

松岡委員　　人権問題でも、県の指針に載せるというのは適当でない。

河野委員　　それは載せなくて、一つの協議事項でどうかなということで、中で審議して
.....

松岡委員　　それをやれば、アメリカ人だけじゃなく、全部の外国人について考えなければいけなくなると思うが.....。

議　　長　　御意見どうもありがとうございます。ちょっと整理させていただきます。今、松岡委員からご指摘いただきましたように、まず、私どもが議題にしておりますのは指針の改定でございますので、指針に書き込むべき内容という水準でまずご審議いただいて、河野委員のおっしゃるような問題があることはありますが、指針の水準というところで、書き込むとなると、ちょっと次元が違うと思いますので。恐れ入りますが、それは課題としては、十分認識するとしても、この審議会の意見というよりも、これはもっと、司法、警察、外交の中に入っ
ての話ということになると思いますので、そこは、ご意見としては承ったとしても、指針の改定というところに話を戻させていただければ、今の話はご意見としていただいたということで、先へと進めさせていただければと思います。

河野委員　　あの、ここの幹事会名簿に県警とありましたから、ここに、もし御出席ならば、ご意見でもと思ったので、あえてご質問したんです。

警察県民　　警察本部から出席しております村岡と申します。

課長　　御質問の主旨が、今の指針の中のことかなというふうに思って聞いておりましたけれども、どうも岩国基地の問題で、米国人の日米地位協定でありますとか、その辺の流れのお話でしたので、回答は県の担当から申し上げましたとおりなんですけども、それぞれ、犯罪行為があれば、当然、警察のほうに通報いただければ、検挙活動も行いますし、当然、日米地位協定というのがございますので、第一捜査権とか、いろいろな絡みもあります。

それは、ここでご回答申し上げるのはどうかなと思いましたが、ご回答しなかったんですけれども、またそういった問題がございましたら、また当本部にも相談窓口がございますので、遠慮なく相談いただければ、ご回答させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

河野委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 それでは、また議題を改定にかかる内容に戻させていただきますが、分野別施策の推進というこの第3のパート各事柄にかかわる改定指針、改定の内容につきまして、他にご意見等ございましたら、お願い申し上げます。
はい、どうぞ。

金委員 23ページの《外国人問題》に関してですが、以前事務局の方とお話する際にも意見を申し上げましたが、山口県の下関市というのは、在日韓国人、朝鮮人が入って来た玄関口として歴史的にも有名だと思うんですね。そういった意味でこの歴史的事実を実は知らない方が多いということに対して、人権指針という観点から是非考えていただきたいと思います。例えば、異文化理解の啓発活動とか行われるときにも、いわゆる戦後來られた外国籍の方や留学生とかのコーナーはあるんですけど、隣にいる外国籍の方、在日韓国人とかの紹介とかは実は取り組まれにくい状況なんですね。だから、現在差別があるから入れて下さいとかあるいは、ないからいいですという話ではないと思うので、その辺をどのように考えられるかというのを今後是非検討していただければと思います。以上です。

人権対策室長 今、金委員からお話のあった御意見ですが、指針の方では在日韓国人、朝鮮人のことは具体的に採り上げた形にはしておらず外国籍という括りにしておりますが、委員の御意見につきましては取組にあたっての研究の課題という風にさせていただきます。

高木委員 7ページの《インターネットにおける問題》に該当するかどうか分かりませんが、先日新聞に出ておりました、障害者の「ガイジ」という表現がネット上に出て福岡県の場合は教育方針に採り上げた。こういう問題につきまして、インターネットにおける問題としてどういう風に採り上げていってよいか分からないので、方策なりがありましたら教えてください。

人権対策室次長 今、委員がおっしゃった実際にインターネット上での表現等の人権侵害については国の法務局が対処しております。明らかな人権侵害であるとなれば、通常は被害者の申し立てにより人権侵犯事件として処理するのですが、非常に悪質である場合には法務局、場合によっては警察も動かれるのではないかと思います。県として、インターネットの分野でできるのは、青少年と

ますか児童生徒に対して被害を受けないような教育そういった部分がメインとなります。それともう一つは、相談対応になります。そういったことが、県が実際にできる領域となります。もっとも、インターネット上におけるこういった事象を察知すれば、法務局とも相談しながら対応していくという状況はあります。

人権教育
課長 教育の部分、学校等に関わるインターネット上の不適切な書き込みについては、「ガイジ」という問題から離れるかもしれませんが、山口県の中にもネットアドバイザーを総合支援教育センターの中に持っております。そういった相談を受けて、適切なアドバイスをしております。なかなか、解決しにくい問題ではありますが色々な方策を使って、被害を受けている者あるいは学校の先生方と一緒に解決していこうという取組を続けている状況であります。

高木委員 2月5日に出ていた新聞を見てみますと、差別語「ガイジ」というのを大学教授さんがお話になってますが、こういう言葉が小中学生に使われたのは20年前からと書いてあるんです。九州北部や関西でひどかった。福岡市では、教職員らでつくる市人権教育研究会が「使ってはいけないと繰り返すだけでは、子供の心に響かない」と、書いてあります。こんな中に東京の人権教育啓発推進センターの参与の方が、「相手を攻撃し自分が優位に立とうとする社会の風潮が子供たちの言葉にも影響しているのでは。福岡市の試みは画期的だが、教員側に高い指導力が求められる」というのが、記事に載ってますが、これにつきまして山口県の教育庁としてどう考えておられるか。

—議長が、指針改定そのものではないということで、後で議論するように議事を進行—

議 長 改定指針全体に渡って何か御意見等をいただければと思います。ありませんでしょうか。

岡山委員 《障害者問題》のところで、18ページ、今私ども障害者の就業・生活支援センターの指定を受けて、お世話をしているわけですけど、働く場の確保が非常に難しい。特に知的障害、発達障害の人達の働く場の確保をすることが難しい。法定雇用率を達成するために短時間労働が二、三年前から認められそれも雇用率に算定できるようになりました。しかし、その後の空く時間がありますね。昼には仕事が終わる。昼からどこで過ごすか。その辺がまだまだ整備されてない。昼から仕事にあって、朝は暇である。そういうところで、働く場、地域でさらっと書いてありますけど、障害のある人が地域で暮らしていくためには、この人達に所得補償がいるんじゃないかと思います。年金が6万6千円、Bの手帳では。Aで8万3千円。生活保護よりも少ない所得補償です。働いても、10万円ない人が多いですね。知能指数70以下だったらB、35以下だ

ったらAですけど、一番気の毒なのは70を超える人達です。何の補償もないんです。その辺も障害者問題の中の大きな壁であると思っております。何かその辺、所得補償を今後取り組んでいただければ、何かそういうふうなことが明記されたらと感じております。

障害者支援課長 障害者支援課です。今の所得補償の問題につきましては、基本的には国の年金制度の中だと思っております。私ども障害者支援課としては、今お話のありました障害のある人が就労できるように支援し、できるだけ収入を得ていただく。また、国の制度でありますけど、グループホーム等で生活される方には昨年10月、1万円の家賃補助が始まりました。年金問題につきましては、県の方ではこの場でお答えできるものはございませんが、就労の支援に必要な基盤についてはしっかり県内に十分行き渡るように整備していきたいと思っております。

松野委員 14ページの《子どもの問題》なんですけど、中程に「本県においては、子どもの権利や利益への配慮も含め」と書いてありますが、権利はわかるんですけど、利益の配慮というのはどういうことなんでしょうか。ちょっと、御説明いただければ助かるんですけど。

こども未来課長 こども未来課です。子どもの最善の利益を確保するというのが、尊重の意味でございます。具体的には今例が思い浮かばないんですが、全ての子どもが置かれている状態をみる中で最善の利益という中で、

松岡委員 その「利益」が何かというのが、問いである。わからなければ、後で答えるということにしたらどうか。

こども未来課長 申し訳ありません。整理させていただきます。

議長 私は、ここは「子どもの幸福」と読んでたんですけど。俗に「子どもの最善の利益」という言い方はよくするので、私は「子どもの幸せ」というように読んでいたんですけど。私の考えはともかく、松野委員には事務局より、しかるべく回答させますので。ここは、そういう形でさせていただきます。指針そのものの文言の修正と捉えなくてよろしゅうございますね。

松野委員 いいです。

石川委員 この指針、立派なものができますが、できただけでは役に立たない、と思うんですよね。先般のアンケート調査でも、この指針があることすら知らない人が多い。ましてや各市町の推進体制、私、全県下は知らないけれども、知って

いる範囲では、非常に積極的な市と、案外そうでないところとバラバラなんですよね。

これはやはり県の担当課が中心になって、各市町にその辺を指導、お願いされることも大事だと思うんです。これには県の職員はすべて、そういうことに心して、また、各市町も取り組み、ということが書いてありますけれども。

ただ、それだけではやはり現場で、人権教育・学習・啓発、そういうものがどう推進されているか、どのように取り組んでおられるのか、私たちもですが。

私は同和問題を中心とした、ということになりますけれども、同和問題を解決するためには同和問題だけではいけないわけなんですよね。すべての人権について勉強しながら、そういう中でこそ、初めて同和問題の理解も得ていただけるんじゃないかなと思うので。

その辺、各市町の取組をどう進めるか、どのような体制がいいのか。また、県にこういう指針ができた、各市町がそれぞれの街に見合ったというか、具体的な取組についての方向性なんかができているのかできていないのか、その辺を含めて、お知らせいただいたらと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

今の石川委員からの御指摘は、指針の改定についての皆様方からの意見を取りまとめた後、指針の周知・啓発、あるいは今の問題等について、先ほど高木委員からもいただきました事も含めて、少し時間を取らせていただきますので。

改定の方を先に、意見をまとめさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。もう特に御意見が無ければ、改定案については、若干修正等もございますけれども、今示されております原案、改定案でよろしゅうございましょうか。

特に御意見なければ、これで修正を加えて、皆様からの意見を集約させていただいて。

県への答申をせねばなりませんので、その文案等については既にいただいております自己決定権の問題、カタカナ表記についてどのように注釈を付けるかといった問題を含めて、若干宿題も残っておりますけれども、これは私に文案の修正については一任いただくということで。

それを踏まえて県に答申するという事で、皆様方、改定案についてはこれでよい、という御同意を頂けますでしょうか。

委員 異議なし

議長 それでは、改定案の

高木委員 先ほどからちょっと、カタカナの言葉で質問がありましたけれども、18ページに障害者問題の中で、「バリア」のことなど、「障壁（バリア）」という風書いてありますし、こういうような書き方を各ページのカタカナ語に付けら

れたら、そのまますぐ読めるのではないかと思いますけれども。

その辺について検討されたらいいんじゃないかと思います。

議長 はい、ありがとうございます。

今の高木委員の御指摘もありましたように、事務局、これは原案を作ってみて下さい。とにかく指針は分かりやすいように、というのが趣旨でございますので、その修正を、私のもとで一応確認させていただくということで、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、改定案につきましては、今申し上げた通り最終案の調整は私に一任させていただくということで、知事に答申いたします。

再度確認を頂ければと思いますが、そのようにしてよろしゅうございましょうか。

委員 異議なし

議長 はい、ありがとうございます。

では、先ほどから申し上げております通り、指針がこのような形で改定されますけれど、既に今石川委員から、あるいは高木委員から御指摘があるとおりでありまして、指針の周知あるいは県民への啓発等について、皆様方から御意見をいただきたいと思っております。

まず高木委員から御指摘があったことについて、教育委員会でよろしゅうございましょうか。

人権教育課長 委員が御指摘の、差別用語に対して、どうやって学校で具体的に取り組んでいくかということであろうと思われましても。

一つには、インターネットの特性、これをしっかり教えていくことがあろうかと思っております。インターネットに書き込みをすることの重大性といいますか、大切なこと、あるいは守らなければならない事をしっかりと教えていく必要があると。具体的に人の権利を脅かす、あるいは命に関わるような書き込みをするというような事がありますと、例えば携帯からですと携帯の個体（ID）番号を県警の方が割り出されて、それを業者から聞かれて個人（持ち主）を特定することができるでしょうし、インターネットからですと、通常はインターネットのアドレス（IPアドレス）をたどってこの1台から、というのが偽装をされていない限り特定されると。そのようなことも含めて、突き止めることができるものだという事をまずしっかり子どもたちにも分からせるという必要もあろうと思っております。

もう一方では、そのような事が共に生きていく社会の中でどのような影響があるかということ、コミュニケーションの大切さでありますとか、いろいろな皆で活動する仲間作り等を通しまして、しっかりと、そういったお互いの事

を思いやる気持ち、相手の立場を良く理解する気持ちを理解させるような教育も一方では必要になるかと。

加えて、これはそれぞれの子どもたちの段階にもよりますが、人権の事を基本からよく分かってもらって、人権の大切さというのをよく理解して行動できるようにしていくというような観点から教育をすすめて行く必要があるかと思えます。

議長 高木委員、何か更に御意見等ございましたら。

高木委員 ぜひそのようにやっていただきたいんですが、これは福岡県のことですから、山口県とは違いがありますから。こういう特別な取り扱いを福岡県ではやってきた、ということで。これ（新聞記事）、後ほど置いて帰ってもいいですけども、十分御検討いただいて、そういった事が無いようにしていただけたらと思っています。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、先ほど石川委員から御指摘もいただいておりますけれども、改定された指針をどのように県民の皆様方に周知していくか、あるいは市町の役割等について事務局の方から指針の周知の取組について、また取組の現状について説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

人権対策室長 指針の周知ということについて、これまでの取組を簡単に御説明させていただきます。

まず指針の配布という事でございますけれども、これは指針の策定時、あるいはH19年に分野別施策の推進の部分を一部改定をしておりますけれども、そういう改定時には、県下の行政機関はもちろん、市町の教育委員会、県内すべての大学を始め幼稚園までの学校なり教育関係に送っております。また関係団体等合わせて970箇所ぐらいに配布をしているところでございます。

この指針の活用ということでございますけれども、県の職員に指針の内容をよく周知するというのはもちろん、その為の職員研修ではこの指針を取り上げて説明しておりますけれども、市町の職員研修、教職員研修あるいは市民を対象に行われますような各種の研修におきましても、指針を研修の資料として活用されるように取り組んできたところです。先程、石川委員からお話がありましたように、20年に実施しました「人権に関する県民意識調査」結果では、指針を知っていると答えられた方が19.4%という2割に満たない状況でございます。そういうことから、あらゆる機会を捉えて周知を図っていく必要があるということで、これは緒についたばかりではございますけど、商工会議所の役員会や会員が集まられるような研修会、会合とか、それから大企業での社員の研修、それから業界団体が行われます会員向けの研修そういう場に直接出向いて、指針なりを説明しているところでございます。指針の内容

を広く知っていただく必要がございますので、研修会等での活用の促進が必要であると考えまして、このような取組も今始めているところでございます。今後、周知を図っていくためには、市町と一緒に取り組んで行く。あるいは、企業の業界団体との取組も進めていく。そういうことも、必要だと考えております。周知の方法等について、御意見がいただければと思います。

松岡委員 指針は、全戸配布しているのか。指針の配布数とはどうなっているのか。

人権対策
室次長 これまでの指針の冊子の配布数は、約2万7千冊、これを要約した概要版の配布数は約15万2千部となっておりますので、松岡委員のお尋ねの様な全戸数には達していない状況です。

松岡委員 周知をしようと思えば、各家庭に配布することだ。市報とか一緒に配布すれば良い。もし、やれば。各企業に配布しても、会社に置いていただけになる。各家庭に配布しようと思えば、市報と一緒に市に配布してもらえば良い。これは、一つの案で、冊子作成の費用のこともあるので、一概にはいえないけれども。

岡山委員 石川委員がおっしゃったように、指針を策定しただけでは駄目だと思う。自分は障害者の関係だが、まだまだ差別は残っている。あの人達とは、違うんだという皆様の目を感じます。そういう中で、学校で道徳という時間はあるのでしょうか。年に1時間でも、2時間でも真剣に道徳について話し合う時間ですね。「弱者いじめは卑怯者だ。」というところをしっかりと植え付けて欲しいと思うんです。小学校の低学年の時にそれを聞くと随分違ってきます。家庭に帰っても、親たちはあそこよりは良い、こっちよりは良いというところがありますけど、子どもたちは純粋ですからその辺がずっと入ってきます。私が学校に呼ばれて、「卑怯なんだ」という話をしたら、「あの言葉こたえたなあ」と生徒さんがおっしゃいました。そういうことで、学校のうちにしっかり人権について学ばせる、そういうことでないかと思います。

国兼委員 全戸配布しても、ゴミになってしまう恐れもある。関心のある人しか見ないと思うんですよ。ですから、関心のある団体に、そういうところの研修に使うのが一つの手だと思うし、高齢者も含めかなりの人がホームページを見られるようになった。ホームページに概要ではなくて、全部載っていれば、自分で印刷できるので、欲しい人は取れる。でも、関心のない人はやらないし、やはりこれは、学校教育と先程おっしゃいましたが、周南市では一冊の冊子になる位の研修が行われている。学校で行われている研修に全部配れば校区内の全戸でなくてもかなり行き渡るのではないかと思っています。

松岡委員 指針を、子どもに配らせるのは、いかがなものかと思う。

貞國委員 さっきから気になっていたことが一つあります。これは県段階では無理かも知れませんが、国に対して働きかけていただければいいかと思います。

指針に書いたこと、あるいは人権問題の大事なこと、重要性をテレビのコマーシャルか何かで流せばどうでしょうか。この間の東日本大震災に対する子ども心は、かなりあれで変わったんじゃないかというふうな気がします。そういうふうな方法を検討していただければ、とっております。

松野委員 うちの市の方で、昨日社会教育委員会があったんです。その中でこの人権教育の推進というのがありましたけれども、たとえば言いますと、トップの、リーダーの人はすごく勉強されていて、しかし、各個人の市民はそれこそ何にも知らない。

ここにたくさん種類がありますけれども、人権にどんな種類があるのか、種類さえ知らない人も多いと思うんですよ。先ほど言われましたように、ガイドラインですか、この要約したリーフレットのようなものがあれば、松岡委員が言われたみたいに、市報とかと一緒に配布されたら。

いろいろな人権の問題の種類がまず分かっていないと思うんです。自分たちが、例えば高齢者だったら高齢者の人権だけは分かるけど、他のいろんな、例えば感染症の問題とか、環境問題の人権とかそんなのは知らないと思うんです。

だからまず、どんなものがあるのかを知ってもらって、皆に関心を持ってもらうことがまず先決ではないかと思うんです。それから後、いろんな小さなグループの所に出向かれて、人権に対する知識を皆が知ることによって、人権問題に取り組む姿勢ができてくるのではないかと考えております。

議長 はい、ありがとうございます。
岸委員、どうぞ。

岸委員 私も段々老眼になってきて、小さい字がたくさん並んでいると、大体もう読む気がしないという感じなんです。この間も岩国市の社会課の方がリーフレットを作りたいと言われて、ぜひイラストを使ってほしいと言いました。

まずぱっと見て分かるようにイラスト付き、概要版の概要なんですけれども、リーフレットでぱっと見て内容がイラストで書いてあれば、大体それを見て分かる。もっとこの事が詳しく知りたいと思ったら、小さい字でも、虫眼鏡を持って見るんです。興味があれば見る。まず興味を引いて、それから読ますという工夫をされるといいと思います。

確かに今おっしゃったように、本当に知っている人は知っているんです。講演会をしますよ、と呼びかけると、もう来なくてもいいような方は来てくれるんです。でも、本当に来てほしい、聞いてほしい方は来ないんです。ですから、その人たち向けに積極的にアピールををしないといけない。

今、コマーシャル、テレビを使うというのもおっしゃいましたけれど、ラジ

オでも県はやっていますよね、毎朝。「山口県からお知らせです」、と。私、毎朝聞いているんですけど。結構ラジオを聴いている人いると思うんです。ラジオの活用というの、テレビよりは多分お金少なくて済むと思います。家事をしながらでも耳は聞いてますので、そういうマスコミを使うという方法も積極的に取り上げられるといいと思います。

イラストと、マスコミというのを御検討いただければと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
周知について、皆様方からたくさん意見をいただいております。
ここで教育委員会から、何か回答がありましたら。現状の取組について。

人権教育 指針の配布のお話についてですが、公立小・中・高、それから私立も含めて
課長 ですけども、指針については冊子の方を、こういうきれいなものではなくて、ザラ紙に刷った形なんですけれども、全員に配布をさせていただいております。今後もその方法を考えております。

議 長 道德の時間。

人権教育 道德の時間がどの程度、という事でございますけれども、小・中学校において、
課長 年間に35時間道德の時間がございます。その中で、学年にもよるわけでございますけれども、かなり人権にかかわる内容も含まれて、実際、授業はされておると。

それから、道德の時間以外にも、いろいろな、国語の中とか、その他の活動の中でも人権に触れるような内容のものも取り組まれておりますし、高等学校においては特にいろいろなホームルームとか、そういう形で取り組まれておるところでございます。

議 長 はい、ありがとうございました。

周知につきましてはまだまだ皆様方から沢山の御意見等あろうかと思っておりますけれども、ぜひともまた折々に事務局の方にお届けいただいて、また事務局の方は今日の皆様方からの御意見、そして今申し上げましたように後ほどまた御意見があればお届けいただくことを通して、更なる周知を図る方策を御検討いただければと思います。

大変申し訳ありません、まだまだ貴重な御意見等あろうかと思っておりますけれども、ここで一応周知についての話は終了させていただいて。

最後に、次の議題の「その他」に移りたいと思います。事務局から、「その他」について何かありましたらお願い申し上げます。

人権対策 指針の改定について、今後の予定を説明させていただきます。本日、「最終
室次長 案」を取りまとめていただきましたので、今後、内容の調整を行い、会長の了解を得て、知事へ答申させていただきたいというふうに考えております。また、改定人権推進指針につきましては、今年度中に策定・公表する予定としております。事務局からは、以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。
今日の予定は3時半ではございましたけれども、一応予定していた議題、あるいは審議について無事にここまで審議を進めてくる事ができました。
私どもの課題でありました指針の改定について、本日一応皆様方と共に成案を得ることができたことを大変うれしく思っております。また、委員の皆様方にはこの間大変な御協力をいただき、心から感謝申し上げます。
今事務局から話がありましたとおり、県への答申等については、またおって、事務局と私との方で調整させていただきます。この間の皆様方からの御協力に心から感謝を申し上げて、一応私の任を解かせていただいて、事務局の方にマイクをお返しいたします。

環境生活 それでは、私の方から一言お礼といたしますか、御挨拶の方をさせていただきます。会長さんを始め委員の皆様方には、2回にわたりまして、本当にお忙しい中、いろんな多方面からの御審議いただきまして、ありがとうございました。おかげをもちまして、とりまとめ、ということで今日、内容を御了解いただいたというように思います。
やはり作っただけでは当然駄目なわけでありまして、今日も御意見ありましたように、この指針も大変大事なものでありますので、県としての広報もやっておりますし、いろいろなメディアや広報媒体を活用しながら周知を行って行きたいと考えています。
また、従来にも増して研修会の開催、研修会への協力等を市町、関係団体と密接な連携を取りながら十分進めてまいりたいと考えております。
本当に今日はありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、第8回の審議会を閉会します。皆様お疲れ様でした。お気を付けてお帰りください。